

み 監 第 33 号
令和 4年8月26日

みやき町長 岡 毅 様

みやき町監査委員 最 所 一 志



同 武 田 光 邦



「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく
審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和3年度決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率、同法第22条第1項の規定に基づく公営企業の資金不足比率等並びに、その算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果に基づく意見書を、別紙のとおり提出いたします。

令和3年度 財政健全化審査意見書

1. 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

	令和3年度 (%)	令和2年度 (%)	早期健全化基準 (%)
① 実質赤字比率	—	—	13.95
② 連結実質赤字比率	—	—	18.95
③ 実質公債費比率	9.4	10.0	25.0
④ 将来負担比率	—	—	350.0

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

各会計ともすべて黒字決算で良好な財政運営がなされており、早期健全化基準の範囲内である。

(実質赤字比率 7.96%(前年度10.53%)となっている)

② 連結実質赤字比率について

早期健全化基準の範囲内である。

(連結実質赤字比率10.88%(前年度13.60%)となっている)

③ 実質公債費比率について

早期健全化基準の範囲内である。

(実質公債費比率9.4%(前年度10.0%)となっている)

□

④ 将来負担比率について

早期健全化基準の範囲内である。

(将来負担比率37.34%(前年度17.04%)となっている)

(3) 総括意見

令和3年度における財政健全化比率は前述のとおりで、申し分ない数値となっている。

財政運営としては数値が表すとおり、堅実な運営が継続されていると言える。国民健康保険特別会計においては法定外繰入等による影響が大きいとはいえ4年連続で黒字となったことに加え、財政調整基金をはじめとした基金の状況からは当分の間は問題がないと思われる。

好調な財政を支えているのは、令和2年7月よりふるさと寄附金新制度に復帰したふるさと寄附金収入による影響は大きい。しかしながら、ふるさと寄附金に復帰し、寄附金が入ってくるようになったとはいえ、新制度になり返礼品の制限が強化されたことから、制度から除外される以前のような多額の寄附金収入の見込みは難しいと思われる。また、普通交付税の一本算定による交付税の減額や、メディカルコミュニティ事業等、大型事業の実施等による起債償還の増等の影響から、数年後に財政状況が悪化することも懸念される。

このようなことから、今後の財政状況悪化に備え、新たな財源の確保や行財政改革などを行い、なお一層効率的で費用対効果の高い財政運営に努めることが必要である。そのためにも個々の事務事業のあり方と進め方については適宜見直していくことを望むものである。